

障企発 0331 第 2 号
こ 支 障 第 87 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 障 害 児 支 援 課 長
（ 公 印 省 略 ）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正について（通知）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（令和 8 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 4 号）が本日告示され、令和 9 年 4 月 1 日より適用することとされました。その内容については、別添のとおりですので、御了知の上、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画の作成に当たり御配慮いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

今後、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の取扱いについて、状況の変化に伴い更に通知すべき事項が生じた場合には、改めてお示しします。